

6次産業化をめぐる情勢について

平成28年6月

農林水産省
食料産業局

1 6次産業化関係

1 農林漁業の6次産業化とは

○意義

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」

取組

(「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

(六次産業化・地産地消法)の前文より)

(法律の公布日:平成22年12月3日、施行日:地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日)

○ 農林漁業の6次産業化の市場規模・従事者数

(平成25年度)

加工・直売の売上:1.9兆円

(農業関連:約1.7兆円、漁業関連:約0.2兆円)

従事者数:41.4万人

(農業関連:約39.1万人、漁業関連:約2.3万人)

資料:農林水産省「平成25年度6次産業化総合調査結果」

【参考】

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものである。

出典:「文部科学省認定済教科書(高等学校農業科用)農業経営」
(実教出版) 注:平成26年度から使用

※ 1次(生産) × 2次(加工) × 3次(販売) = 6次産業化

2 六次産業化・地産地消法の概要(6次産業化関係)

(法律の公布日:平成22年12月3日、施行日:平成23年3月1日)

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が主体的に行う新事業の創出等の取組に対して支援を行う法律。
- 農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援。
- このほか、補助金や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等を措置し、農林漁業者等に対する6次産業化プランナーの派遣や6次産業化ネットワーク活動交付金、農林漁業成長産業化ファンド等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援。

農林漁業者及びその組織する団体

- ・ 総合化事業計画を策定して国の認定を受け、総合化事業を実施
- ・ 農林漁業者等以外の者（促進事業者）による取組を総合化事業計画に位置付けることも可

<総合化事業とは、以下のいずれかに該当するもの>

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

総合化事業計画の認定の申請



農林漁業の経営改善に関する認定要件

- 次の2つの指標の全てが満たされること
- ア) 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
 - イ) 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字となること

農林水産大臣

- ・ 総合化事業計画を認定し、各種の支援を実施

＜主な支援策＞

○ 各種法律の特例措置

- ・ 農業改良資金通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）
- ・ 野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付）等

○ 6次産業化プランナーの派遣

- ・ 中央・都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して新商品の販路開拓や加工技術の習得等に関するアドバイスを実施

○ 6次産業化ネットワーク活動交付金

- ・ 新商品開発、販路開拓等に対する補助
- ・ 新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設設備に対する補助

○ 農林漁業成長産業化ファンド

- ・ 農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等を実施

3 総合化事業計画の認定状況

(平成28年6月9日現在)

- 平成23年5月の第1回認定以降、総合化事業計画の認定件数は累増し、平成28年6月9日現在で2,100件を超えたところ。

(1) 地域別の認定件数

| 地域 | 総合化事業計画 | うち農畜産物関係 | うち林産物関係 | うち水産物関係 |
|------|---------|----------|---------|---------|
| 北海道 | 124 | 116 | 4 | 4 |
| 東北 | 338 | 306 | 12 | 20 |
| 関東 | 365 | 330 | 17 | 18 |
| 北陸 | 106 | 101 | 1 | 4 |
| 東海 | 187 | 162 | 13 | 12 |
| 近畿 | 363 | 331 | 11 | 21 |
| 中国四国 | 254 | 203 | 12 | 39 |
| 九州 | 377 | 309 | 26 | 42 |
| 沖縄 | 56 | 51 | 1 | 4 |
| 合計 | 2,170 | 1,909 | 97 | 164 |

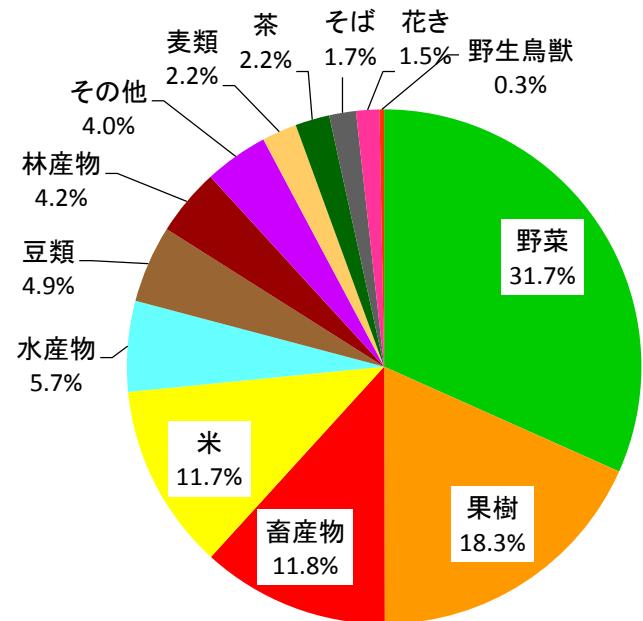
(2) 総合化事業計画の認定件数の多い都道府県(件数)

| | |
|---------|-----|
| 北海道 | 124 |
| 兵庫県 | 100 |
| 長野県 | 92 |
| 宮崎県 | 84 |
| 熊本県、愛知県 | 77 |

(3) 総合化事業計画の事業内容の割合(%)

| | |
|-------------|------|
| 加工 | 20.0 |
| 直売 | 2.6 |
| 輸出 | 0.3 |
| レストラン | 0.3 |
| 加工・直売 | 68.7 |
| 加工・直売・レストラン | 6.5 |
| 加工・直売・輸出 | 1.6 |

(4) 総合化事業計画の対象農林水産物の割合



※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウント。

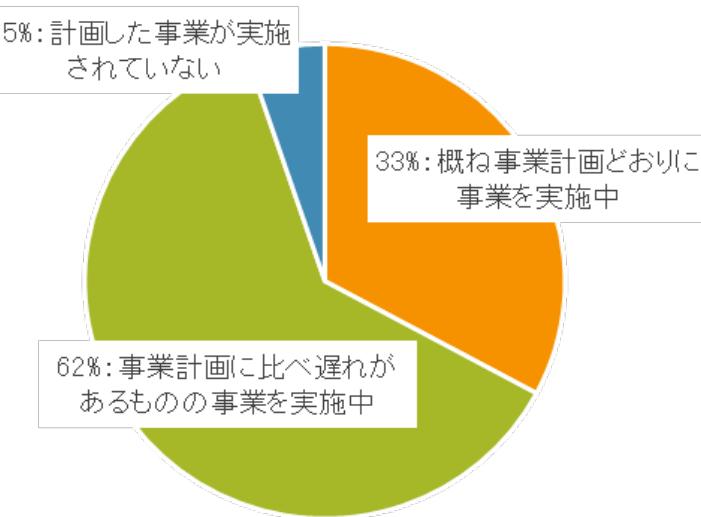
(参考) 年度ごとの認定件数(累計)の推移

| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 709 | 1,321 | 1,811 | 2,061 | 2,156 |

4 六次産業化・地産地消法の認定総合化事業計画の進捗状況

- 総合化事業計画の認定事業者を対象に、毎年度、事業計画の進捗状況及び売上状況について調査を実施。
- 認定事業者の経営状況をみると、6次産業化関連の売上高は、申請時から1年間の取組で17%、2年間は33%、3年間は38%、4年間では41%増加。

(総合化事業計画の進捗状況)



(認定事業者の売上状況)

(平均値、百万円)

| 売上高 | | 1年間の取組 | | | 2年間の取組 | | | 3年間の取組 | | | 4年間の取組 | | |
|-----------|----|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | | 申請時 | 1年後 | 対申請時比 | 申請時 | 2年後 | 対申請時比 | 申請時 | 3年後 | 対申請時比 | 申請時 | 4年後 | 対申請時比 |
| 経営全体 | 個人 | 18 | 19 | 106% | 20 | 24 | 120% | 20 | 25 | 125% | 43 | 50 | 116% |
| | 法人 | 138 | 167 | 121% | 134 | 162 | 121% | 128 | 166 | 130% | 134 | 180 | 134% |
| | 全体 | 110 | 133 | 121% | 107 | 129 | 121% | 99 | 129 | 130% | 105 | 139 | 132% |
| 6次化 関連 | 個人 | 9 | 10 | 111% | 12 | 15 | 125% | 11 | 14 | 127% | 20 | 27 | 135% |
| | 法人 | 65 | 76 | 117% | 52 | 70 | 135% | 61 | 85 | 139% | 65 | 93 | 143% |
| | 全体 | 52 | 61 | 117% | 43 | 57 | 133% | 48 | 66 | 138% | 51 | 72 | 141% |

注:平成27年度は、平成27年3月末時点で事業を開始していた事業者を対象に調査を実施。
対象事業となる1,949事業者のうち、1,880事業者(96.5%)の事業計画の進捗状況及び売上状況を把握し集計(ただし、売上状況については、農林漁業及び関連事業以外の事業を実施している事業者は除く)。

5 6次産業化事業体の経営状況

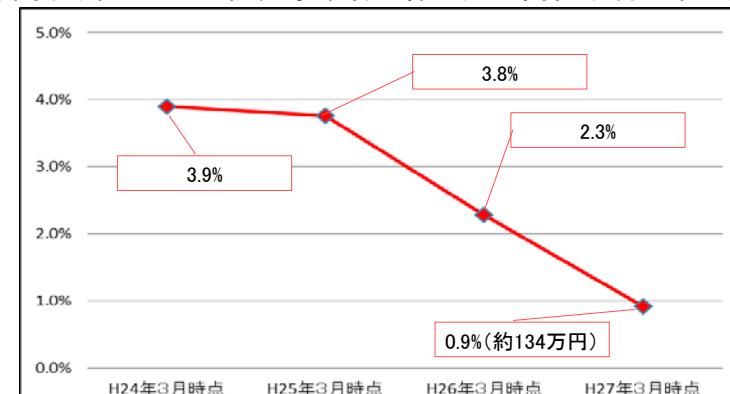
(1) 認定事業者の売上げと収益

- 認定事業者に対する平成27年度フォローアップ調査によると、認定事業者の売上げは着実に伸びてきている。経営状況を見るのに最もふさわしいと思われる4年間総合化事業に取り組んできた者の農林漁業及び関連事業の売上高は、一経営体当たり7,200万円。認定申請時に比べて7割以上の者の売上げが増加している。
- 4年間取り組んできた者の収益性については、最終的な収支(経常利益)では黒字を確保しているものの、売上高経常利益率は低下傾向にあり、農産物価格の低下や農業生産資材価格の上昇等の影響があったものと考えられる。

【1事業者当たりの農林漁業及び関連事業の平均売上高】



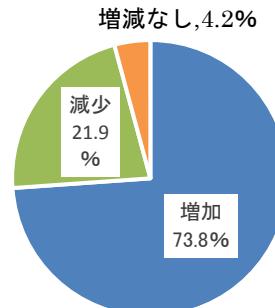
【4年間取り組んできた認定事業者全体の売上高経常利益率の推移】



【認定申請時と比較した農林漁業及び関連事業の売上高増減】

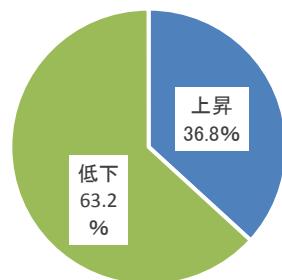
| | 増加 | 減少 | 増減なし |
|--------------|----------------|---------------|--------------|
| 事業者数 (割合) | 175 (73.8%) | 52 (21.9%) | 10 (4.2%) |

(注) 有効回答数は 237



| | 上昇 | 低下 | 上下なし |
|--------------|---------------|----------------|-------------|
| 事業者数 (割合) | 78 (36.8%) | 134 (63.2%) | 0 (0.0%) |

(注) 有効回答数は 212



(2) 認定事業者の財務状況

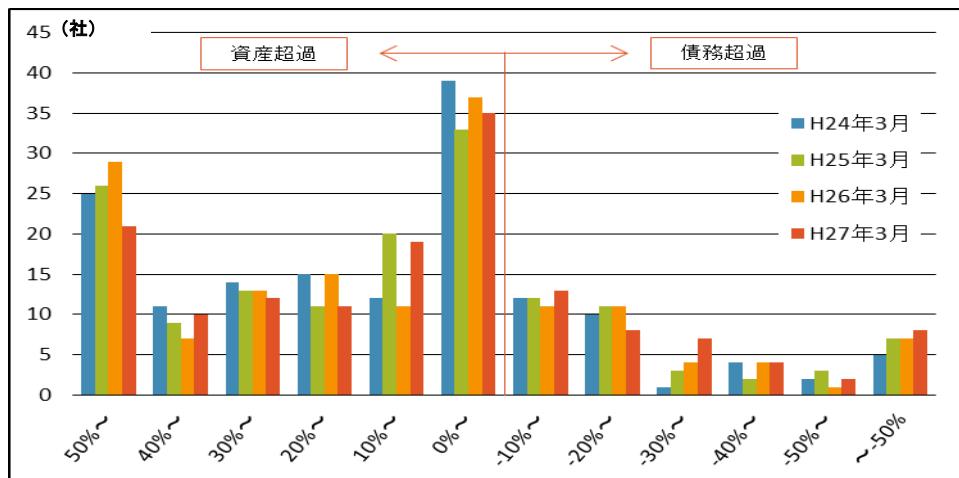
- 認定事業者の経営の安定度を示す自己資本比率については、4年間取り組んできた認定事業者で16%。全産業平均(平成26年度39%)や食料品製造業(同42%)、小売業(同35%)と比べると低いが、農林水産業(法人)の平均(同11%)と比べると高くなっている。

【4年間取り組んできた認定事業者の自己資本比率の推移】

| (参考) 認定申請 時点 | H24年 3月時点 | H25年 3月時点 | H26年 3月時点 | H27年 3月時点 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 20.5% | 22.6% | 21.8% | 19.7% | 16.0% |

(注) 有効回答数は150

【4年間取り組んだ認定事業者の自己資本比率の分布】



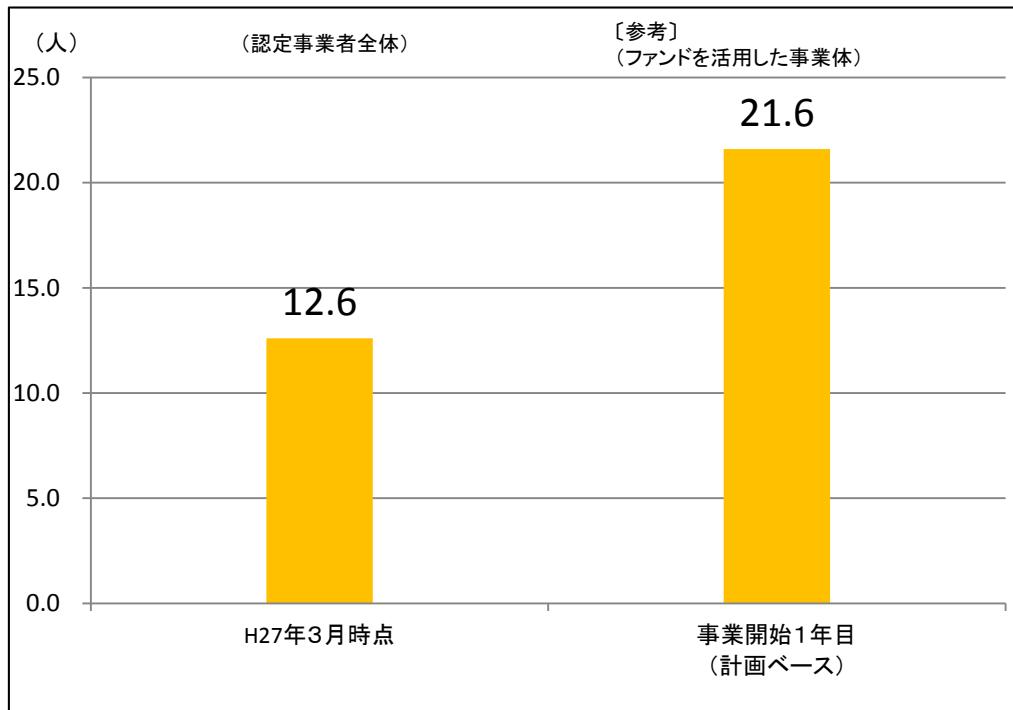
【(参考)財務省「法人企業統計年報における自己資本比率
(平成26年度)】

| 全産業 | 食料品製造業 | 小売業 | 農林水産業 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 38.9% (2,749,619社) | 41.9% (46,457社) | 35.0% (368,188社) | 11.3% (26,008社) |

(3) 認定事業者の地域経済への貢献(雇用と波及効果)

- 認定事業者1経営体当たりの平均雇用者数は約13人。なお、農林漁業成長産業化ファンドを活用して組成された6次産業化事業体の平均雇用者数は約22人(計画ベース)となっている。
- また、地域経済への波及効果(人件費+減価償却費+経常利益)を見ると、4年間取り組んできた認定事業者は一経営体当たり3,900万円。

【1経営体当たり平均雇用者数】



【4年間取り組んだ事業者の平成27年3月時点の直近決算における地域への波及効果】

| | |
|------------|----------|
| 合計 | 7,817百万円 |
| 1事業者当たりの平均 | 39百万円 |

(注) 有効回答数は200

(4) 総合化事業を進めるための生産・加工・販売段階におけるポイント

① 生産段階

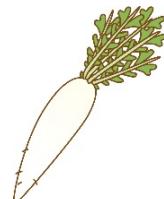
- 生産基盤が確立されていない事業者は、6次産業化の取組を開始しても、「加工原料が安定確保できない→商品が安定供給できない→販路拡大ができない」というバリューチェーンの負の連鎖に陥るおそれ。このため、加工適性の高い品種の導入や新しい栽培技術の習得など生産基盤を確立することが必要。

優良事例

A社【自社産野菜の加工販売】

売上高:5億7千万円⇒6億8千万円
純利益:90万円⇒230万円
自己資本比率:29%⇒32%

- 自社産野菜を添え物や調味料原料として加工。
- 加工に適した品種の栽培技術を確立するため、種苗会社と連携。
- 原料の安定確保のため、産地リレーネットワーク確立。



生産

- ・品質の安定化を図るため、有機肥料も活用して施肥設計
- ・種苗会社と連携し、加工に適した品種を導入
- ・県内外の農家と産地リレーネットワークを構築し、原料を安定確保

加工

- ・自社産原料の強みとして鮮度を維持した加工
- ・薬品を使用しない手作業による皮むき、特殊技術で手切りに近い食感のカッティング

販売

- ・直売所、道の駅、空港、地元百貨店や県のアンテナショップなど、地域商品を取り扱う小売店を中心に展開

② 加工段階

- 食品加工における技術的課題が解決していないうちに加工施設を本格整備すると、設備の稼働率低下、商品供給の停滞を招き、先行費用の負担増加により収益が大きく圧迫される。このため、加工施設の整備に着手する前に、専門家等の助言も仰ぎながら試作を繰り返して問題点を明らかにするなど新商品開発段階での検討を十分に行うことが必要。

優良事例

B社【地場産麦を使用したアルコール飲料開発】

売上高:5,000万円→8,000万円
営業利益:▲300万円→80万円
自己資本比率:36%→33%

- 地域の農家が連携して麦を栽培しアルコール飲料を製造。
- 機能性成分に着目し、新たな需要を開拓。技術面で地元の大学と連携したほか、段階的な商品開発で、市場の反応を確かめつつ、施設整備も実施



生産

- ・通常原料に用いられるものよりも機能性成分が多く、地域の名産である品種の麦を地元農家と連携して栽培

加工

- ・より機能性を高めた製法を、地元の大学と連携して研究。品種特有の製造における技術的課題に対応
- ・段階的な製造ラインの整備

販売

- ・地域に観光客が増加するイベントの機を捉え、販路開拓。土産品としても認知度向上

③ 販売段階

- 市場調査等による需要の把握が不十分なまま、主觀的、樂觀的な販売計画に基づいて事業をスタートすると、実際の取引が実現せず販売で苦戦し、現金収入が不足することで経営への悪影響が大きい。このため、事前の試験販売等により、自社商品の強み、ターゲット顧客の絞り込み、販売見込みの検討等を行った上で、消費者に明確に商品の価値を伝えていくことが必要。

優良事例

C社【ブランド鶏卵を使用した菓子製造】

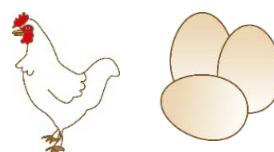
売上高:6億円⇒9億円

営業利益:700万円⇒6,000万円

自己資本比率:8%⇒10%

- こだわりの養鶏により、鶏卵をブランド化し、自社直売所、通信販売で直接販売。直売所にはカフェを併設し、鶏卵直売、飲食、菓子製造の事業を一体的に実施。

- 地域からの集客へは地元マスコミを活用しPR。さらに通販顧客を全国から獲得すべく、全国紙への広告など、集中的な広告戦略を実施。顧客増には養鶏場の増床で対応。



生産

- ・飼料や環境にこだわった飼育法で鶏卵のブランドを確立
- ・顧客増に対応するため増床、増羽

加工

- ・原材料となる鶏卵のブランド力を生かし、お土産としても支持される菓子を製造

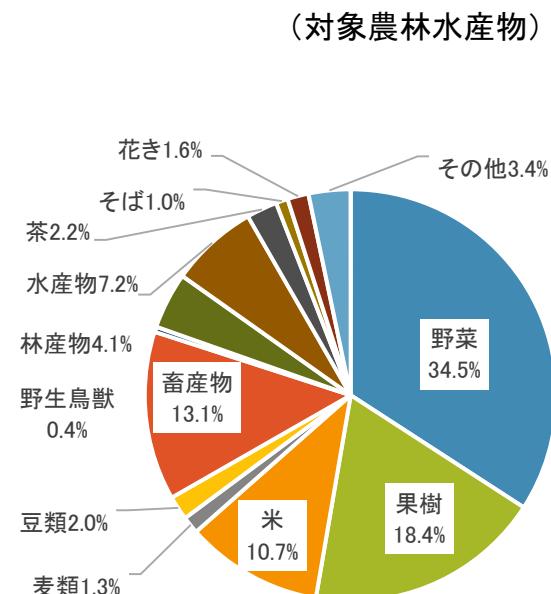
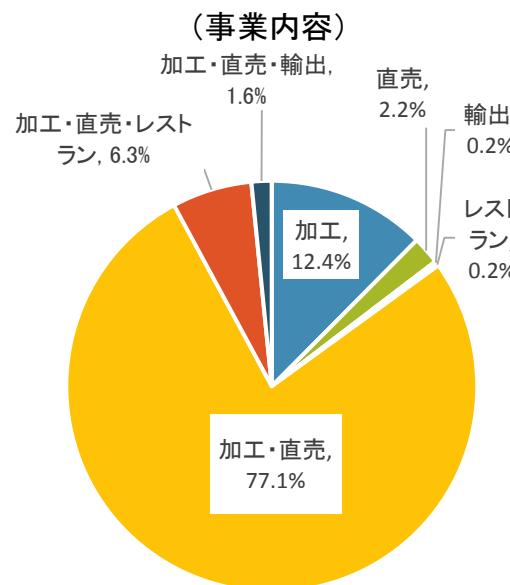
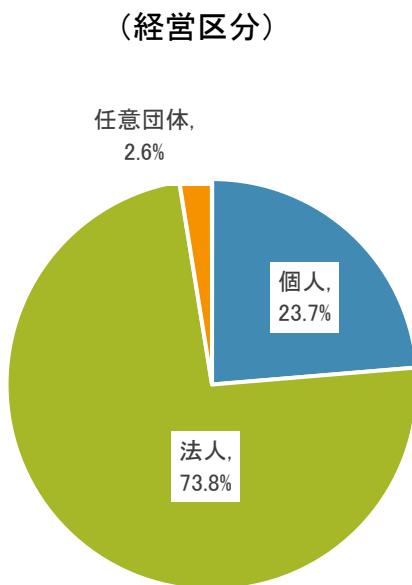
販売

- ・直売所、加工場、カフェの併設により、来場者数倍増
- ・既にブランドが確立している中、集中的な広告戦略により、鶏卵の通信販売の定期購入者増加

(参考) 認定事業者に対する平成27年度フォローアップ調査の概要

- 目的:六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等の事業の進捗状況を把握・分析し、認定事業者に対する経営支援の内容や6次産業化推進施策の検討に活用する。
- 対象:平成23年3月1日から平成27年3月31日までに、総合化事業計画の認定を受け、かつ、事業を開始した者。
- 調査方法:地方農政局等において、平成27年夏に提出された事業実施状況報告書及びこれに添付された決算報告書等に記載された情報を集計。また、認定事業者を戸別訪問するなどして必要な情報をヒアリング。
- 調査項目:①財務情報(売上高、利益、自己資本等)、②経営分析指標(売上高利益率、自己資本比率等)、③その他(雇用の状況、総合化事業計画の進捗状況等)。
- 提出率:対象事業者1,949に対し、提出事業者数1,880。提出率は96.5%。

【総合化事業の類型】



6 支援措置の活用状況

- 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が開始された平成23年度以降、各種支援措置を活用している認定事業者の数は、次のとおり。
 - ・制度融資 83件
 - ・補助事業(ハード事業) 440件
 - ・農林漁業成長産業化ファンド 96件

(支援措置の活用状況)

| | | 件数 |
|--------|---------------|-------|
| 認定事業計画 | | 2,170 |
| 支援措置 | 制度融資 | 83 |
| | 補助事業(ハード事業) | 440 |
| | 農林漁業成長産業化ファンド | 96 |

注:認定事業者については、平成28年6月9日現在の認定件数

制度融資については、平成23年4月から平成28年3月末までの農業改良資金の活用件数

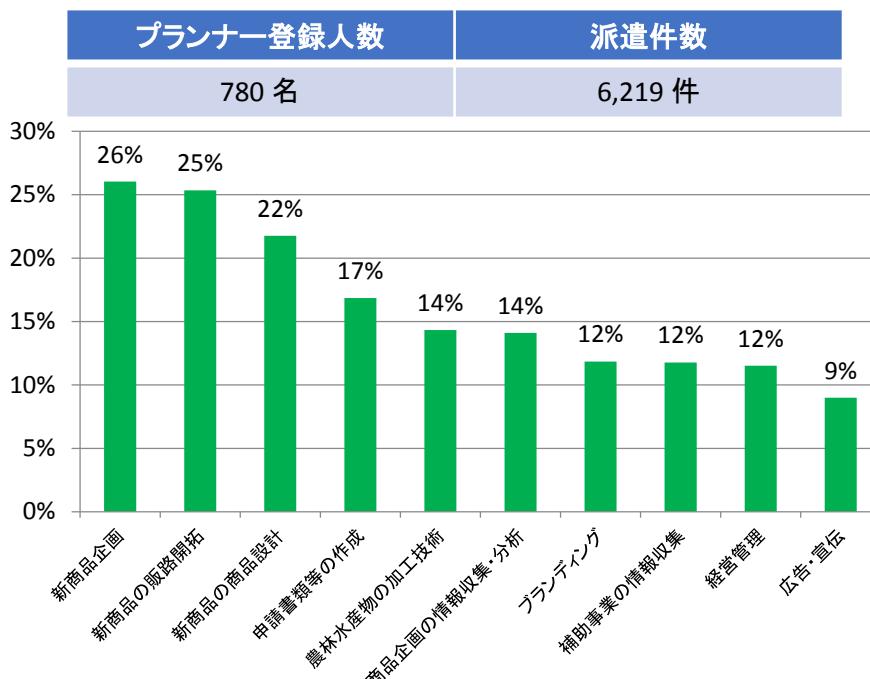
補助事業(ハード事業)については、平成23年度4次補正予算から平成26年度補正予算までの活用件数

農林漁業成長産業化ファンドについては、平成25年2月から平成28年6月10日までの出資決定件数

7 6次産業化プランナーの活動状況

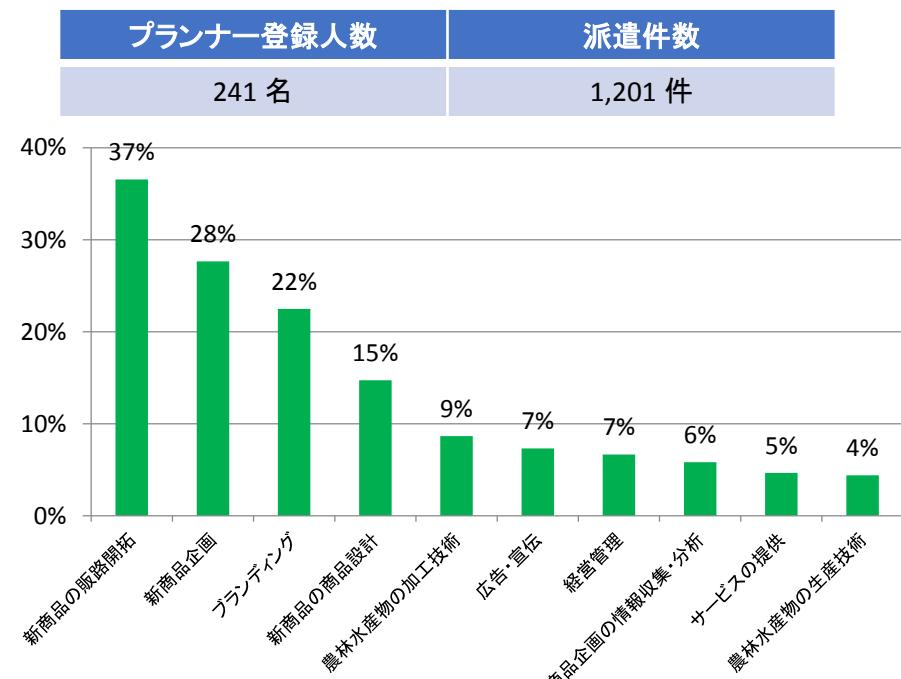
- 6次産業化プランナーの登録者数(平成28年3月31日時点)は、都道府県サポートセンター 780名、中央サポートセンター 241名(複数の6次産業化サポートセンターに重複して登録している者を含む)。
- 6次産業化プランナーの派遣状況(平成27年度の実績)は次のとおり。
 - ・ 都道府県サポートセンター 6,219 件
(主な派遣理由:新商品企画、新商品の販路開拓、新商品の商品設計、申請書類等の作成、農林水産物の加工技術等のアドバイス)
 - ・ 中央サポートセンター 1,201 件
(主な派遣理由:新商品の販路開拓、新商品企画、ブランディング、新商品の商品設計、農林水産物の加工技術等のアドバイス)

<都道府県サポートセンター>



派遣理由上位10項目

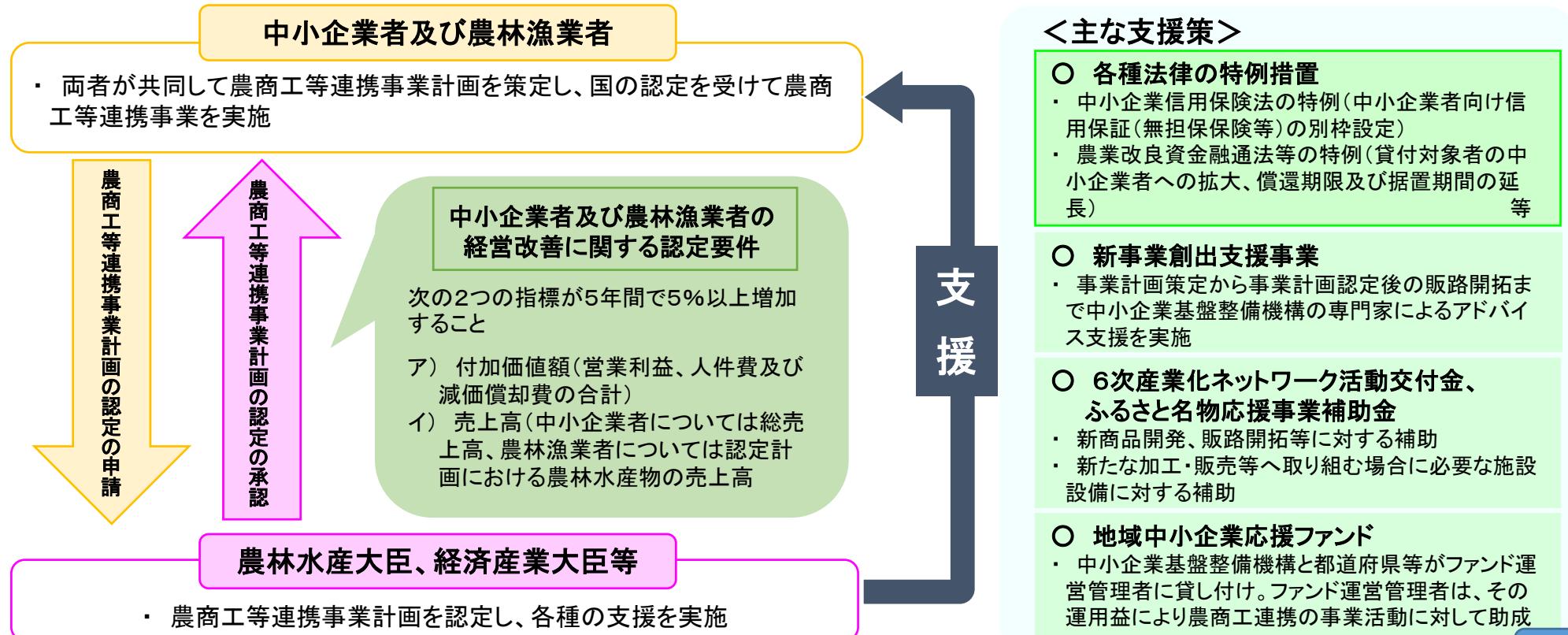
<中央サポートセンター>



派遣理由上位10項目

(参考)農商工等連携促進法の概要 (法律の公布日:平成20年5月23日、施行日:平成20年7月21日)

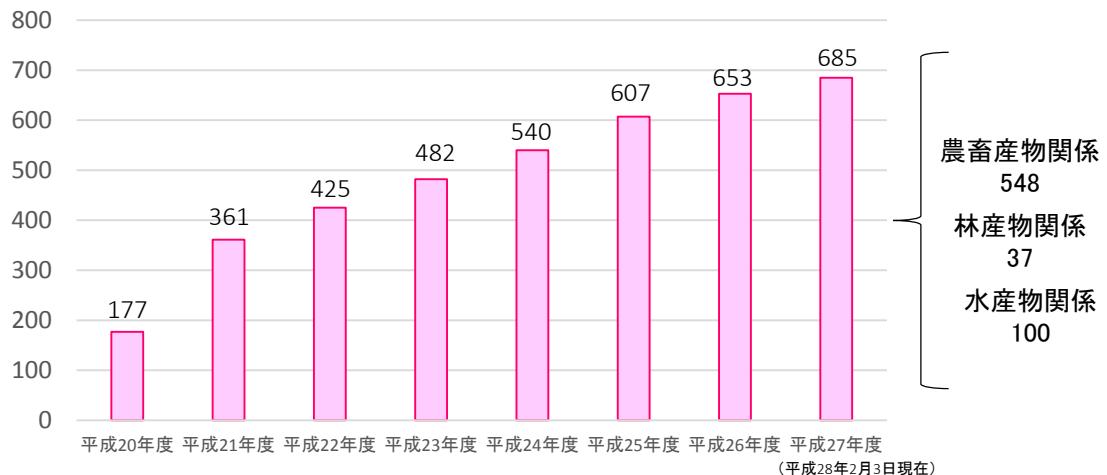
- 中小企業者と農林漁業者の経営を改善するため、中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することを目的とする法律。
- 農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者及び農林漁業者が共同して行う農商工等連携事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援。
- このほか、認定事業者に対する専門家の派遣や6次産業化ネットワーク活動交付金、ふるさと名物応援事業補助金、地域中小企業応援ファンド等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援。



(参考)農商工連携の取組状況

- 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定件数は、平成28年2月現在で685件。
- このうち、農林漁業者が代表申請者となっている取組は44件(6.4%)となっている。また、農林漁業者から中小企業者への農林水産物の販売価格の状況をみると、「変わらない」が約7割となっている。

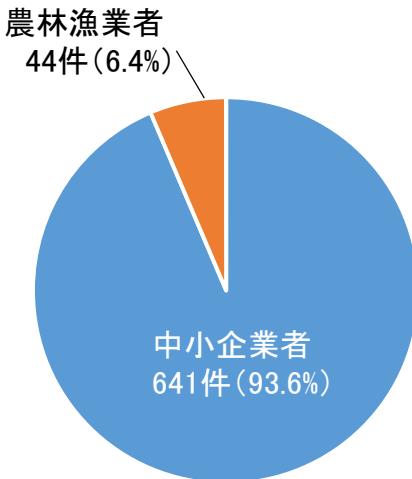
(1) 農商工等連携事業計画の認定件数(累積)の推移



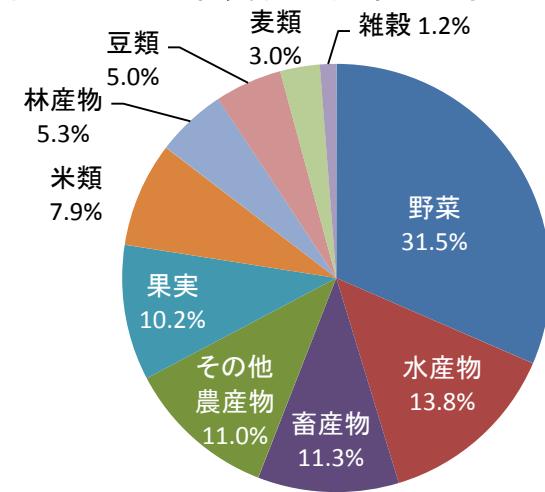
(2) 認定件数の多い都道府県(件数)

| | |
|-----|----|
| 北海道 | 53 |
| 愛知県 | |
| 静岡県 | 25 |
| 岐阜県 | 23 |
| 東京都 | |
| 愛媛県 | 22 |

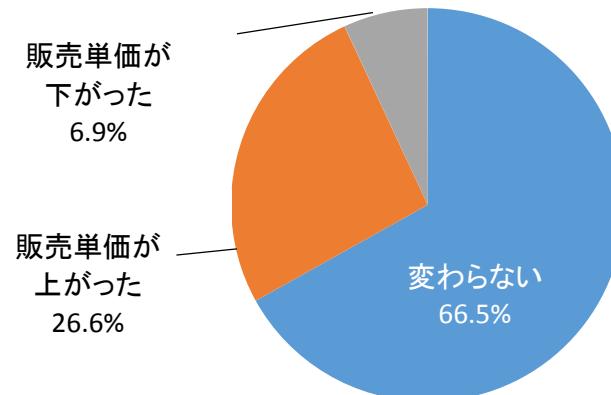
(3) 代表申請者の割合



(4) 事業計画の対象農林水産物の割合



(5) 農林漁業者から中小企業者への農林水産物の販売価格の状況

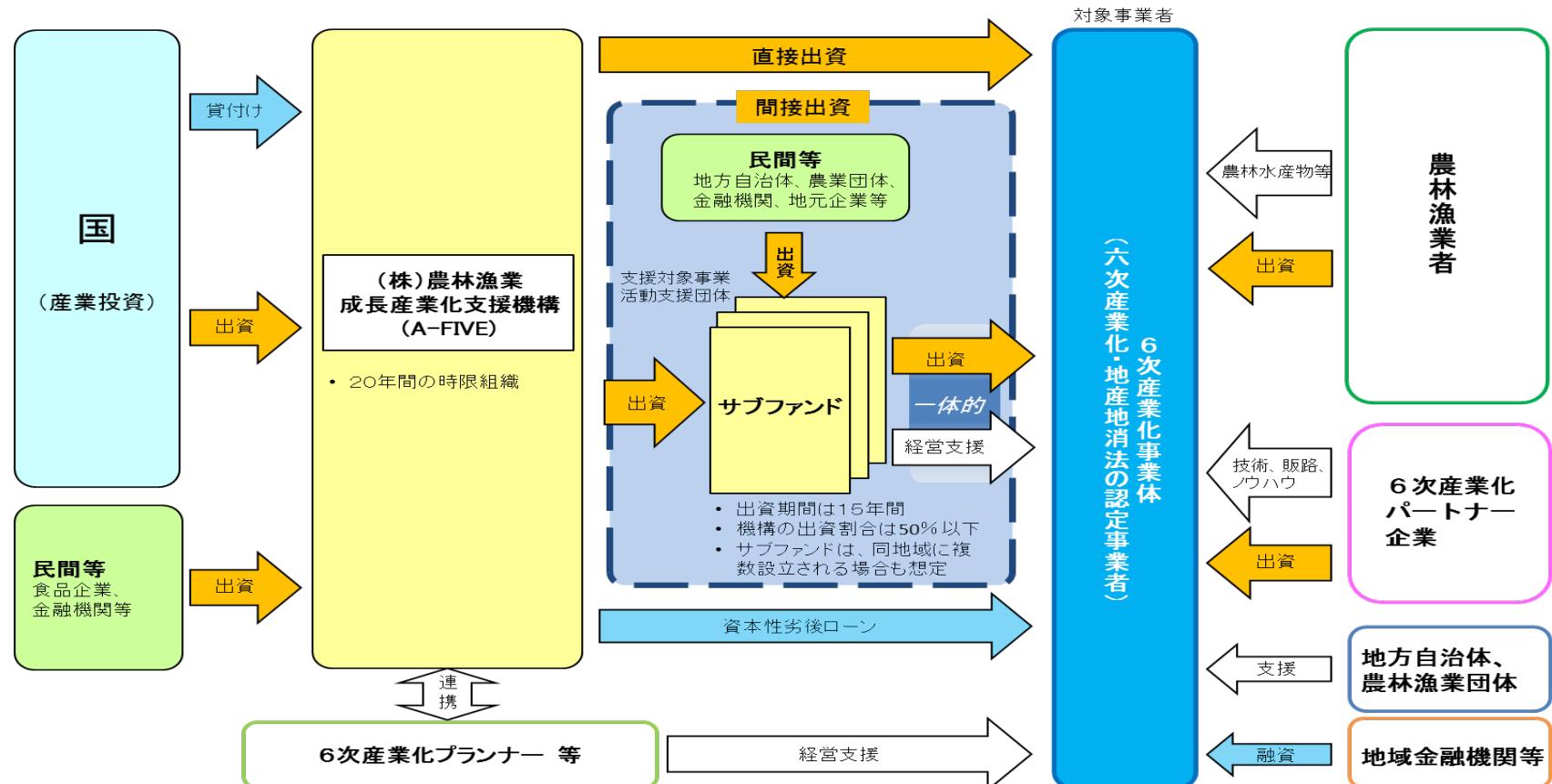


(注)「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況及び効果に関する調査」(2014年3月)による。

8 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

(法律の公布日：平成24年9月5日、施行日：平成24年12月3日)

- 農林漁業者が主体となって、農林水産物等の特色を活かしつつ、新商品の開発、新たな販売の方式の導入、新役務の開発、再生可能エネルギーの開発等を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、資金供給等の支援を行うことを目的とする株式会社を設立するための法律。
- (株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)は、官民ファンドとして、6次産業化事業体に対し、サブファンドを経由した間接出資や、A-FIVEによる直接出資・融資(資本性劣後ローン)により支援を実施。



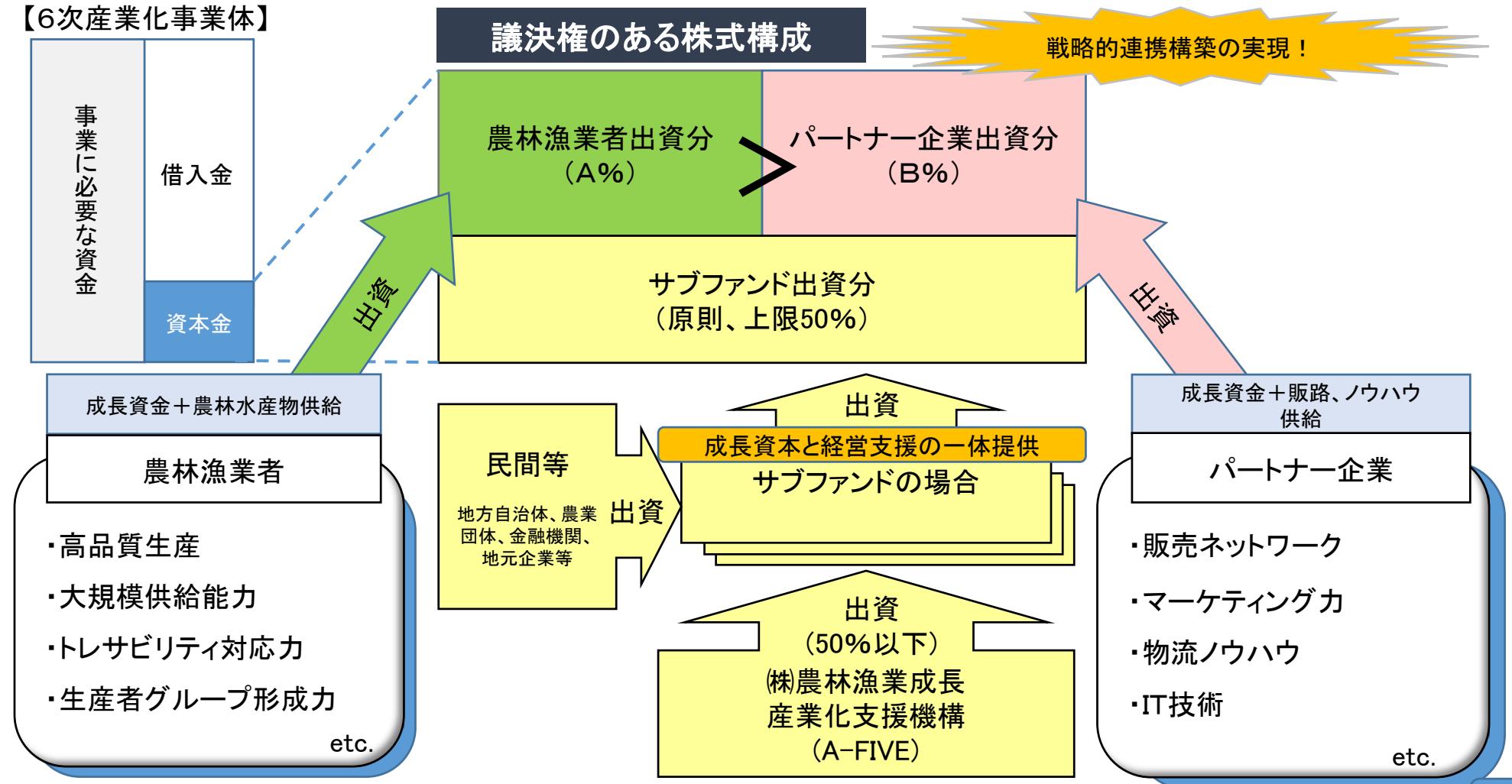
(参考)株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

| | |
|---------|---|
| 商 号 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 |
| 英 名 | Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE) |
| 取締役会長 | 堀 紘一 |
| 代表取締役社長 | 大多和 巖 |
| 主たる事務所 | 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST20F 電話番号:03-5220-5885(代表) |
| 開業日 | 平成25年2月1日 |
| 根拠法 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 |
| 出資金 | 318億円(政府出資300億円、民間出資18億円) |
| 民間株主 | カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、日清製粉株式会社、株式会社商工組合中央金庫、野村ホールディングス株式会社、トヨタ自動車株式会社 |

9 支援対象事業者の資本結合による戦略的提携

- ファンドの出資対象は、農林漁業者等を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画することで形成される合弁事業体等(6次産業化事業体)。出資対象となるためには、六次産業化・地産地消法に基づき総合化事業計画の認定を受けることが必要。

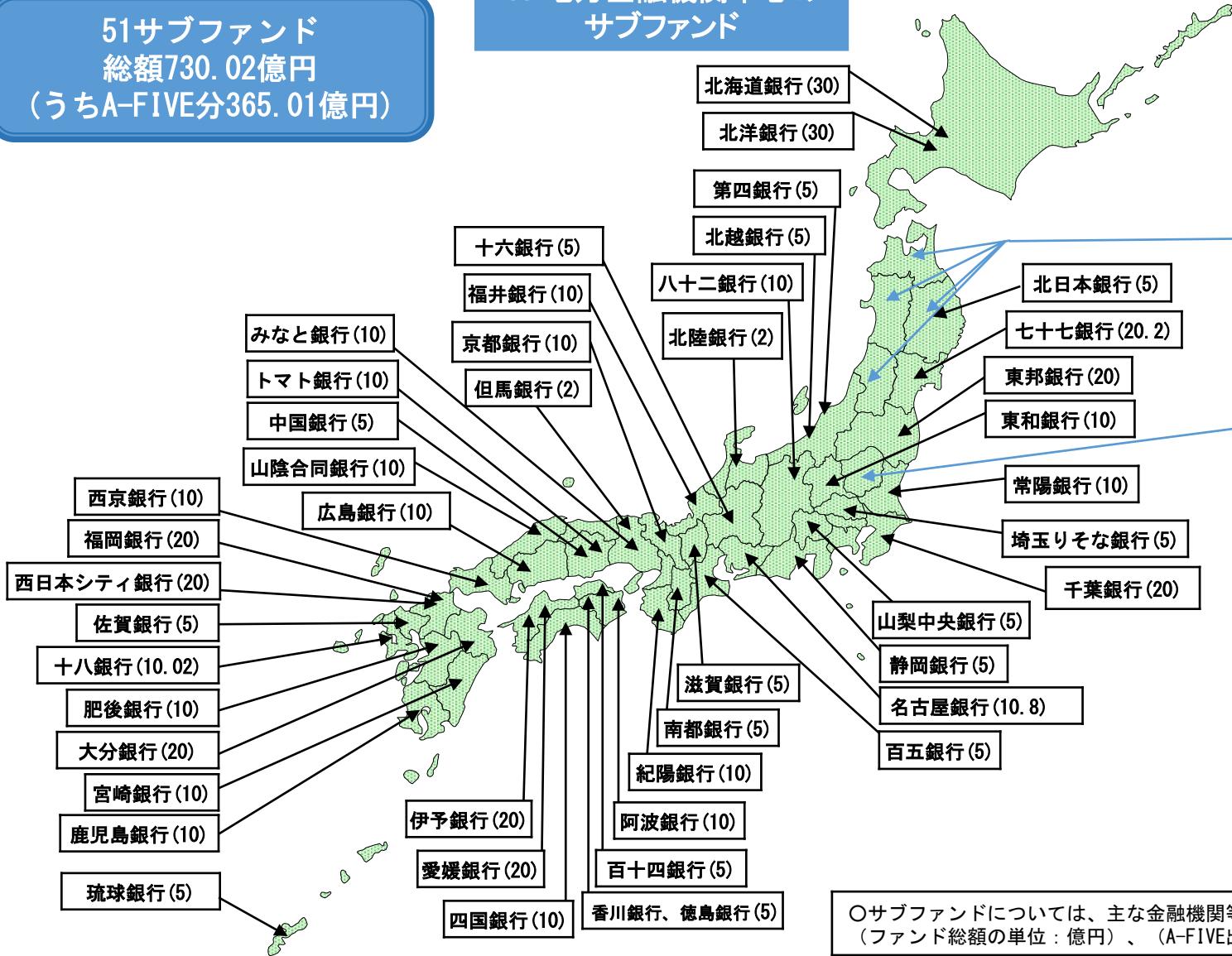
【6次産業化事業体】



10 サブファンド設立状況について

51サブファンド
総額730.02億円
A-FIVE分365.01億円)

1. 地方金融機関中心の サブファンド



H28.6.1現在

2. 大手金融機関中心 のサブファンド

JAグループ(100)

みずほ銀行(100) (注)

莊内銀行、北都銀行、
みちのく銀行、東北銀行
(20)

足利銀行(20)

三菱東京UFJ銀行(20)

青森銀行、秋田銀行、
岩手銀行、山形銀行

三井住友銀行(20)

3. その他のサブファンド

エー・ピーカンパニー(10)

○サブファンドについては、主な金融機関等を記載
(ファンド総額の単位: 億円)、(A-FIVE出資分を含む)

注 地域金融機関との連携による複数のサブファンデ设立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

出資案件の地域別出資決定状況

H28.6.10 現在

出資決定案件 96件 出資決定額 74.27億円

A-FIVE 直接出資 2件 出資決定額 15億100万円
サブファンド出資 94件 出資決定額 59.26億円
(うちA-FIVE分29.63億円)

※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。

| | | | | | |
|------|---|------|---|------|---|
| 北海道 | 9 | 新潟県 | 3 | 広島県 | 5 |
| 青森県 | 2 | 石川県 | 2 | 山口県 | 1 |
| 岩手県 | 3 | 福井県 | 1 | 香川県 | 2 |
| 宮城県 | 1 | 長野県 | 4 | 徳島県 | 1 |
| 秋田県 | 1 | 岐阜県 | 3 | 愛媛県 | 4 |
| 山形県 | 1 | 愛知県 | 1 | 福岡県 | 5 |
| 福島県 | 2 | 三重県 | 1 | 佐賀県 | 1 |
| 茨城県 | 4 | 滋賀県 | 1 | 長崎県 | 1 |
| 栃木県 | 1 | 京都府 | 1 | 熊本県 | 7 |
| 埼玉県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 宮崎県 | 2 |
| 千葉県 | 5 | 和歌山県 | 2 | 鹿児島県 | 4 |
| 東京都 | 5 | 島根県 | 1 | 沖縄県 | 3 |
| 神奈川県 | 1 | 岡山県 | 3 | | |

(注) 所在地については、6次産業化事業体の所在地

○47都道府県中で38都道府県(黄色)から96案件が組成

